

MRV 支援システム運営者基準

Ver. 1.0

制定日 令和7年2月12日

J-クレジット制度管理者

第1章 総則

1.1 MRV 支援システム運営者

MRV 支援システム運営者とは、J-クレジット制度に基づき認証される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の促進を目的として、クレジットの創出手続きを MRV 支援システムの活用により支援できる事業者をいう。

1.2 目的

MRV 支援システム運営者基準（以下「本紙」という。）は、J-クレジット制度における MRV 支援システム運営者の登録に必要な要求事項及び手続並びに MRV 支援システム運営者の遵守事項等を定めるものである。なお、本ルールの対象となるクレジットは、J-クレジットのみとする。

1.3 用語の定義

本紙において使用する用語は、特別に定める場合を除き、J-クレジット制度の実施要綱及び実施規定において使用する用語の例による。

第2章 MRV 支援システム運営者について

2.1 要求事項

MRV 支援システム運営者は、以下の各節に定める規定を満たしていなければならない。

2.2 組織体制

MRV 支援システム運営者は、次の各号に定める規定を遵守しなければならない。

- ① 事業計画の中で、J-クレジットの創出支援業務の位置付け及び案件数の見通しが明確になっていること。
- ② 案件管理・入会者情報の管理等を始めとする各種事務と、システムの開発管理、創出事業者から取得したデータの管理等の業務において、職務分掌による権限者が明確になっていること。
- ③ MRV 支援システムの管理やデータ更新に関する業務フローまたは業務マニュアル、業務がそれらに沿って実施されていることを点検する規程類を整備し、これらに基づき実務を行う予定がある又は実際に行っていること。なお、上記規程類には是正措置時の対応方針や、必要に応じて行う改訂手順の手続が定められていなければならない。
- ④ 情報管理に関する以下の規程や手続きを定めている又は定める予定であること。
(ア) 個人情報・機密情報の管理に関する規程
(イ) 文書管理・情報管理に関する規程

- (ウ)顧客からの苦情処理及び、是正措置後の対応方針に関する規程
- ⑤ MRV 支援システムによるモニタリング等の手続きの支援を希望する者（以下、創出者と呼ぶ。）に対して、創出者の情報の管理、利用につき許諾を得ている又は得る予定であること。
 - ⑥ 創出者が保有し、MRV 支援システム運営者が創出の支援を行うプロジェクトと、MRV 支援システム運営者自らのプロジェクトとの間で取り扱いに差を設けないこと。
 - ⑦ 財務管理を適正に実施し、会計上の不正行為を行っていないこと。
 - ⑧ 本事業を登録の有効期間である 2 年間継続して実施する意思と体制を有すること。また、やむを得ない事情により事業の継続が困難な場合には、5. 2 の手順に従い取下げの手続きを行うこと。
 - ⑨ MRV 支援システムにより発行されたクレジットに問題が生じてクレジットの補填が要されることとなった場合においては、原則プロジェクト実施者に当該補填の義務が生じることをプロジェクト実施者に告知すること。ただし、MRV 支援システム運営者とプロジェクト実施者との間で、クレジットの補填に係る合意を事前に締結している場合においては、その限りでない。なお、MRV 支援システム運営者とプロジェクト実施者との事前の合意の有無に関わらず、J-クレジット制度管理者（以下、制度管理者と呼ぶ。）は補填等を行わないことを了承すること。

2.3 クレジット創出支援手続

MRV 支援システム運営者は、以下の各号に定める規定を含む支援手続を定め、当該手続に沿って支援を実施しなければならない。

- ① クレジット創出事業に関する情報の取得・管理手続。
- ② 創出者に対して J-クレジットの創出手続き、プロジェクト実施者に対して責任の帰属先がプロジェクト実施者であること及び、クレジット補填等の対応がプロジェクト実施者の義務となることを説明し、同意を得ること。
- ③ 創出者に対して、創出支援条件に関する契約締結方法を明示すること。
- ④ J-クレジット制度の最新情報（制度文書（実施要綱、実施規定、モニタリング・算定規定、排出削減・吸収方法論）、申請様式）に基づいたモニタリング、モニタリング報告書の作成、検証業務の一部の実施支援を行うこと。また、支援に際しては、創出者に対して定期的に最新のプロジェクト運用状況や生成書類等を共有すること。更に、クレジットの発行申請の際、最新のプロジェクト運用状況や生成書類等をプロジェクト実施者に開示すること。
- ⑤ 制度管理者、審査機関、登録簿システム保守運用事業者（以下「登録簿事業者」）による指摘事項に対して、クレジット創出事業者が適切に対応できるように必要情報の提供等の支援を行うこと。

第3章 登録及びその効果

3.1 MRV 支援システム運営者への登録申請

3.1.1 申請資格

MRV 支援システム運営者への登録を申請するには、以下の各号に示す条件を満たしていなければならない。

- ① MRV 支援システムの構築・運営能力を有し、J-クレジット登録簿システムとの接続のためにシステム構成図及び制度管理者より要請のあった情報を制度管理者に開示できること。
- ② 申請しようとする日からさかのぼって1年以内に、MRV 支援システムを用いたJ-クレジットの創出実績を有する又は、J-クレジットの創出実績と同等に扱うことができる実証実験等の実施実績を有すること。
- ③ 申請しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。
 - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3.1.2 登録申請

MRV 支援システム運営者への登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、MRV 支援システム運営者登録認定申請書及び同申請書別紙に定める添付資料を、必要箇所にチェックを入れた同別紙とともに制度管理者に提出しなければならない。

3.2 制度管理者による審査

制度管理者は、提出された申請書一式が第2章に定める要求事項を満たしているか等について審査する。審査は、原則として提出書類に基づく書面審理にて実施するが、必要に応じてヒアリングや実地調査を行うことがある。このとき、申請者は制度管理者の調査に協力しなければならない。

3.3 MRV 支援システム運営者への登録

制度管理者は、3.2の審査結果を踏まえて、申請内容が第2章に定める要求事項並びに前々節の申請資格を満たしていると判断する場合、申請者をMRV 支援システム運用事業者として登録する。

3.3.1 登録者の公表

制度管理者は、申請者に MRV 支援システム運営者への登録が行われた旨を通知するとともに、速やかに当該登録者に係る情報を公表する。なお公表はHPにおいて行う。

3.3.2 登録の有効期間

登録の有効期間は、原則としてシステムの実運用開始から2年間とする。ただし、制度改定等の影響で、再度の登録が必要になる場合がある。

3.3.3 登録の効果

MRV 支援システム運営者に登録された者（以下、「MRV 支援システム運営者」という。）は、「J-クレジット制度にて MRV 支援システムを運用」している旨の表明、及び自身に対して「MRV 支援システム運営者」との呼称を用いることができる。なお、制度管理者は、MRV 支援システム運営者に対して、現在及び将来における当該システムの信頼性の保証や、継続的な運営の保証を行わない。

第4章 MRV 支援システム運営者の義務

MRV 支援システム運営者は、第2章に定める要求事項に加え、以下の各節で定める規定を遵守しなければならない。

4.1 登録簿システム保守事業者による審査

MRV 支援システム運営者は、MRV 支援システムを用いた業務の提供に先立ち、登録簿システムとの接続検証を実施する。申請者は登録簿システム保守事業者からの指示に従い、接続検証に協力しなければならない。

4.2 審査機関による確認と合意

MRV 支援システム運営者が、前章に定める有効期間内において、審査機関に対して検証工程の効率化支援業務を提供する際には、①人手の介入なく、モニタリングデータ及び登録簿システムからの情報取得を行えること（通信障害等でデータを取得できなかった場合の再取得も含む。ただし、環境価値の二重主張に該当する場合等に該当の活動を算定対象から除く場合はこの限りでない）、②人手の介入なく、①で取得した情報を用いて創出クレジット量の算定を行えることの2点を満たす MRV 支援システムを利用する必要がある。また、MRV 支援システム運営者は当該機能の開発及び①、②の処理の結果に関して責任を負うものとする。

また、MRV 支援システム運営者は以下手続きに基づき初回検証時に、モニタリング報告書、認証申請書、排出活動削減リスト、検証報告書への自動転記処理の対象範囲及び当該範囲に基づく審査機関の業務省略対象について審査機関と合意する必要があり、①②の処理と同様に、審査機関と合意した範囲における開発と処理の結果に関して責任を負うものとする。

初回検証時の手続き

MRV 支援システム運営者が当該審査機関に対して特定の方法論に関する検証工程の効率化支援業務を初めて行う場合、実際の業務の提供に先立ち、当該業務を行う審査機関に向けて以下の申し入れを行う必要がある。MRV 支援システム運営者は、審査機関に対して MRV 支援システムによるモニタリング及びデータ移行の流れを説明したうえで、システムによる自動転記処理の範囲を示し、審査機関との間で検証の省略範囲を合意する必要がある。なお、MRV 支援システム運営者が当該審査機関に対して検証工程の効率化支援業務を行うのが 2 回目以降であっても、過去に確認を受けていない方法論の場合や、システム仕様に変更がある場合には、初めて効率化支援業務を行う場合と同様に取り扱う。

MRV 支援システム運営者による同一の審査機関への検証工程の効率化支援業務が 2 回目以降で、システム仕様にも変更がない場合、MRV 支援システム運営者は審査機関に対してシステム仕様に変更がない旨の誓約を行う。

審査機関は、初回検証時の手続きが完了した旨と、合意した省略範囲について制度管理者に報告する。なお、審査機関は MRV 支援システムが満たすべき①②の仕様が満たされていないことや、自動転記処理の結果等に関する誤り等を検知した場合には、速やかにその旨を制度管理者に対して報告する。制度管理者は審査機関の確認結果を踏まえ、必要があれば 4.3 節に定める是正措置のほか、適宜措置を講じるものとする。

4.3 本ルールの運用に際しての遵守事項

MRV 支援システム運営者は、次の各号に定める規定を遵守しなければならない。

- ① 審査機関による審査に際し、審査機関から書類の提出やヒアリング、実地審査の対応等を求められたときは、審査機関に協力すること。
- ② 登録簿事業者による審査や、登録簿システムの改修に際し、登録簿事業者から書類の提出やヒアリング、実地審査や接続テスト等の対応を求められたときは、登録簿事業者に協力すること。
- ③ 制度管理者に本ルールに係る報告・証明等を求められたときは、制度管理者の求めに応じること。また、制度管理者が必要に応じて行う調査や現地確認に対応すること。
- ④ 「J-クレジット制度における MRV 支援システム運営者に登録」している旨の表明、及び「MRV 支援システム運営事業登録者」といった呼称を用いるときは、以下の内容を遵守すること。
 - (ア) 当該呼称を表すラベルを独自に作成して使用しないこと。
 - (イ) 認証、認定のように、制度管理者が MRV 支援システム運営者自身を保証しているような誤解を与える表現を用いないこと。
 - (ウ) 4.3 または 4.4 節の規定により登録が一時停止となった期間中または取消しとなった後、並びに 5.3 節の規定により登録を取下げた後は、当該呼称を用いないこと。
- ⑤ 不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法、及び環境関連法規並びに消費者関連法規等、その他の関係法令を遵守するとともに、第三者に環境保全上好ましくないあるいは誤解を与えるような表示または表現は避けること。
- ⑥ 代理店、取引先または委託先等へ当該呼称の使用許可及び譲渡等を行わないこと。また、代理店、取引先または委託先等が不当あるいは不適正な名称使用等を行うことのないよう配慮すること。

- ⑦ 制度管理者が実施するクレジットの創出に関するアンケート調査に協力すること。
- ⑧ その他、MRV 支援システム運営者が本ルールに抵触する恐れがあると判断する事業が発生した場合、速やかに制度管理者に報告し、適宜、指示に従うこと。

4.4 是正措置

制度管理者は、次の各号の一に該当する事実の発生を認めたときは、MRV 支援システム運営者に対して期限を付した是正措置を命ずることができる。この場合、MRV 支援システム運営者は、制度管理者が示した期限内に適切な処置を検討した上で当該処置を実施し、制度管理者に報告しなければならない。

- ① MRV 支援システム運営者により MRV 支援システム運営者の公表に基づく効果の不当な行使、または誤解を招く表示等の疑義が生じた場合。
- ② MRV 支援システム運営者が制度管理者に提出した資料に虚偽の記載があるとの疑義が生じた場合。
- ③ 検証業務や審査機関との合意形成の中で、不備事項の所在が認定された場合。
- ④ その他、本書の各規程を満たしていないと思われる疑義が生じた場合。

制度管理者は、上記事象が発生したときは、その事実をHPに公表するとともに、当該事案の調査を行うため、MRV 支援システム運営者に資料の提供を求め、またはMRV 支援システム運営者の事業所等に対して必要な調査を行う。このとき、MRV 支援システム運営者は制度管理者に協力しなければならない。

4.5 MRV 支援システム運営者登録の一時停止または取消し

4.5.1 是正措置に従わない場合の措置

制度管理者は、前節の規定による是正措置が命じられたにもかかわらずMRV 支援システム運営者が適切な措置を講じていないと認めた場合には、登録の一時停止または取消しを行う。

制度管理者は、その事実をHPにて公表する。

なお、一時停止または取消しに際しては、最新のプロジェクト運用状況や生成書類等システムの保有情報をプロジェクト実施者に共有しなければならない。また、登録期間中に取得した機密情報の取り扱い等、その性質上当該MRV 支援システム運営者が引き続き負う必要があると認められる義務についてはこの限りではない。

4.5.2 取消の効果

登録の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日から起算して2年が経過するまでは、改めてMRV 支援システム運営者への参加申請を行うことができない。

4.5.3 緊急措置

制度管理者は、MRV 支援システム運営者が違法行為を行うまたは幫助する、若しくは第三者に害を及ぼす等、緊急の対応が必要と認められる場合、直ちに登録の一時停止または取消しを行い、その事実をHPにて公表する。

4.5.4 一時停止からの回復措置

制度管理者は、登録が一時停止された者の申請に基づき、その是正内容を確認し、一時停止の原因となった行為が是正されたと認める場合は、一時停止措置を解除の上、その事実をHPにて公表する。

4.6 MRV 支援システム運営者の事業内容変更等に伴う措置

4.6.1 MRV 支援システム運営者の報告

MRV 支援システム運営者は、提供するサービスやシステムの設計または仕様若しくは経営体制等の変更等により、本ルールを満たさなくなる恐れがあると判断する場合は、当該変更を実施する日から起算して 1 ヶ月前までに、変更内容とその理由を記した変更申請書とともに、制度管理者にその旨報告しなければならない。

4.6.2 事業内容等変更申請の審査

制度管理者は、事業等の変更内容が第 2 章に定める要求事項を引き続き満たすものとなっているかを審査する。審査は、原則として提出書類に基づく書面審理にて実施するが、必要に応じてヒアリングや実地調査を行うことがある。このとき、申請者は制度管理者の調査に協力しなければならない。

4.6.3 変更申請の認定

制度管理者は、制度管理者による審査結果を踏まえ、登録の再承認、あるいは、変更実施日までの条件付承認、一時停止または取消しを決定の上、その事実をHPにて公表する。

4.6.4 認定結果の効果

MRV 支援システム運営者が変更実施日以降の再承認を得た場合は、引き続き 3.3.2 項に定める有効期間内は MRV 支援システム運営者として 3.3.3 項に定める効果を表明することができる。

変更実施日までの条件付承認となった場合は、MRV 支援システム運営者は変更を実施する日までの間は有効期間が継続するものとして 3.3.3 項に定める効果の表明を続けることができる。なお、変更を実施する日以降については、制度管理者は原則として登録の取消しを行うが、第 2 章に定める要求事項を満たさない期間が一時的である場合等においては例外的に登録の一時停止を行う。

第5章 登録の更新と変更並びに取下げ

5.1 登録の更新

5.1.1 登録の更新申請

有効期間の更新を希望するMRV支援システム運営者は、有効期間満了日の1ヶ月前までに、HPに掲載されている申請手続に従い、MRV支援システム運営者更新申請書及び同申請書別紙に定める添付資料を、必要箇所にチェックを入れた同別紙とともに制度管理者に提出しなければならない。

5.1.2 制度管理者の審査

制度管理者は、申請内容が第2章に定める要求事項を満たし、MRV支援システム運営者が実施する事業として相応しいものとなっているか等を審査する。更新審査は、原則として提出書類に基づく書面審理にて実施するが、必要に応じてヒアリングや実地調査を行うことがある。このとき、更新を希望する者は制度管理者の調査に協力しなければならない。

5.1.3 更新の認定

制度管理者は、5.2.2の審査結果を踏まえ、申請内容が本ルールに適い妥当と判断する場合、登録の更新を認め、当該事実をHPにて公表する。

5.2 登録の取下げ

MRV支援システム運営者は、事業の継続が困難な場合には制度管理者に対し、事前に書面により登録の取下げを申請しなければならない。協議の上、制度管理者が取下げを了承した場合、当該了承日以降、3.3.3項に定める効果は消滅する。

なお、取下げに際しては、最新のプロジェクト運用状況や生成書類等システムの保有情報をプロジェクト実施者に共有しなければならない。また、登録期間中に取得した機密情報の取り扱い等、その性質上当該MRV支援システム運営者が引き続き負う必要があると認められる義務についてはこの限りではない。

附則

- 本紙に定めるもののほか、MRV支援システムの運用に関するその他必要な基準等については、今後、制度管理者がJ-クレジット制度の関係者と協議の上、別に定めることとする。
- 本基準は、令和7年2月12日から施行する。

改訂履歴

Ver	制定／改訂日	有効期限	内容
1.0	2025. 2. 12	-	新規制定